

失効した公認審判員資格の再取得について

2024年4月

審判員の資格登録を更新せず失効した方で、再取得をご希望の方は以下の記載事項により申請してください。なお、失効期間によってはできない場合があります。

受付期間：2024年 **5月1日** から2025年 **1月31日**

* 「電子会員証」で、ご自身の有効期限をご確認ください。

*** 再取得申請するには、令和6年度（2024年度）の会員登録済みが必須です。**

※会員登録が継続されていない場合、抜けた年度分の会員登録料支払いをすれば更新できます。

□ 該当者と再取得の条件

審判資格更新をしなかったとき

失効していた更新回数分の資格登録料もお支払いください。

		資格登録料	消費税	計	事務手数料	合計
1級	5年間	10,000	1,000	11,000	400	11,400円
2級	3年間	6,000	600	6,600	400	7,000円
3級	3年間	6,000	600	6,600	400	7,000円

失効していた更新回数は当該年度を含めて2回までです。

□ 再取得費用

		資格認定申請料	消費税	計	事務手数料	合計（1回）
1級	1回	4,000	400	4,400	400	4,800円
2級	1回	3,000	300	3,300	400	3,700円
3級	1回	1,000	100	1,100	400	1,500円

* 会員登録が継続されていない場合、抜けた年度分の支払いが発生します

条件に該当するか確認いたしますので、事前にメールで問合せをしてください。

□ 手続き方法

審判更新申請書をダウンロードし、ファイル形式を変えずメールに添付して申込先アドレスに送信してください。

□ 申 込 先

cbad.ref@gmail.com

受付け完了の返信が一両日中に無い場合は、下記[問合せ]に確認の連絡をお願いします。

□ 振 込 先

千葉興業銀行 鎌取支店 普通預金 口座番号 2582111
口座名義 大竹 真弓（オオタケ マユミ）

□ 問 合 せ

TEL 090-5441-0153 審判委員長 大竹真弓
cbad.ref@gmail.com

* 受付後に会員登録、費用振込等で確認が必要な場合はこちらから連絡いたします。